

3 特別支援教育推進計画の実施状況の概要と今後の取組課題

「武蔵野市特別支援教育推進計画」の6年間(平成21年度～26年度)は、計画に示した具体的な推進事業に着手し、その歩みを始めた期間といえます。

ここでは、施策展開の4つの柱について、その期間における主な成果と今後の取組課題等についてまとめました。

3-1 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

一人一人の教育的ニーズに応じるために、校内委員会では、教育的配慮が必要な子どもたちの実態把握や支援方策の検討を行っています。また、より適切な指導・支援を行うため、個別指導計画を作成しており、通常の学級に在籍する教育的支援が必要な子どもたちの約7割について作成しています。学校生活支援シート(個別の教育支援計画)については、固定の特別支援学級の子どもたちを中心を作成していますが、通級指導学級を含めた特別支援学級の全ての子どもたちまでには至っていません。

専門家スタッフ(年8回程度)、派遣相談員(週1回)、サポートスタッフ(学校の要請に応じて)等の学校支援人材の定期的、継続的な派遣制度は、学校全体としての特別支援教育に関する理解の促進、専門性の向上に大きな役割を果たしています。このように外部からの支援人材が各学校を訪問することは、武蔵野市における特別支援教育を確実に推進する上で重要な事業です。

しかし、依然として、多くの教員から、子どもたちの特別な教育的ニーズに応じた指導・支援に関する研修の要望が寄せられています。

こうした課題を解決していくためには、以下のような視点による研修の実施が必要となります。

- 教員の研修ニーズに応じた研修内容・方法の充実
- 管理職の資質(特別支援教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップ)の向上
- 特別支援教育の重要な担い手となる特別支援学級の教員の専門性向上のための研修の充実
- 子どもたちの一人一人の望ましい成長・発達や、本人及び保護者の願いの実現に向けた「個別指導計画」、「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」のあり方や活用方法

3-2 理解促進への取組の充実

教育支援センターにおいては、日常の相談支援やチャレンジルームによる指導・支援と並んで、派遣相談員による市内全小・中学校への週1回の定期的・継続的な学校訪問を実施し、子どもたち、保護者、教員のよき相談者・支援者としての役割を果たしています。また、派遣相談員として担当校を2年、3年と継続することにより、子どもたちへの長期にわたる指導・支援が可能になります。

理解促進に関しては、教育支援センターによるセンターだよりの発行、子育て支援講座の開催、教育支援課と各学校の教員による委員が連携して「特別な教育的ニーズのある児童・生徒への支援ガイド(武蔵野版)～チェックリストを活用した支援編」「保護者と共に子どもを育てる～保護者との連携“はじめの一歩”」等のヒント集を作成、配布し、理解の促進や各種研修会等での活用を図っています。

また、スクールソーシャルワーカーを平成22年度から教育支援センターに配置しています。学校からの派遣要請に基づき支援を行いますが、平成26年度からは、試行的に中学校2校に週1回定期的に派遣して、活用の促進を図りました。今後、試行の成果と課題を明らかにしながら、家庭・保護者支援の視点から一層の活用を図っていく必要があります。

3-3 新たな連携体制の整備

「教育支援会議(仮称)の設置と個別の教育支援計画作成の支援」については、現在、学校支援人材として専門家スタッフ、派遣相談員、サポートスタッフ等が定期的・継続的に各学校に入り専門的な見地から学校のニーズに応えています。さらに、学校の要請に応じて、学校医(精神科医)による医療相談も実施しています。また、新たに教育支援会議(仮称)の設置を検討してきましたが、各学校の要請に迅速に対応していくためには、今ある制度を柔軟に活用していく方がよいと考えました。

教育や医療、子育て、福祉部門及び幼・保・小・中・高との各組織をつなぐ推進事業は、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること」(平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」)の提言を具体化する検討と実施の段階にあります。

【派遣相談員】

学校において子どもたちや保護者の教育相談に対応する心理を専門とする臨床心理士。スクールカウンセラーは東京都、派遣相談員は本市が配置している。

【サポートスタッフ (SS)】

通常の学級に在籍する、主として人との関わり方に困難さを抱える子どもたちへの支援を行うために配置している発達障害について専門的に学んでいる大学院生等。

3-4 特別支援教育推進のための体制整備

本市独自の「特別支援教室構想」の実現を図り、小学校12校中8校に個別支援教室を設置しました。本教室は、通常の学級に在籍する障害のある子どもたち、または学習や行動に困難を示している子どもたちが、通常の学級に在籍しながら校内において特定の時間に個別の学習を受けることができる、一人一人の特別なニーズに応じた柔軟な制度です。本教室で学習することにより、子どもたちは、通常の学級での学習・生活に自信をもち、意欲的に取り組めるようになります。

本市独自の特別支援教室は、平成27年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実のための教育や医療、子育て、福祉部門、幼・保・小・中・高などの関係機関の一層の連携を図るための協議会等の設置については、今後、「特別支援教育推進委員会」を見直し、実施に向けた検討を行います。